

「令和4年度 札幌市テレワーク推進サポートセンター運営等業務」 ご質問への回答

質 問	回 答
<p>1) 企画提案書のプレゼンテーションに際し、オンラインでの出席は可能でしょうか。</p>	<p>オンラインによる出席も可能です。ただし、必要な機材及び通信環境については、提案者の責任においてご用意いただきますようお願いいたします（web 会議のため PC を使用することも可能としますが、資料の画面表示等は認められませんのでご注意ください）。 機材の設置及び撤去の時間（5～10分程度）はプレゼンテーション時間とは別に確保します。 なお、プレゼンテーションへの参加者は、オンラインによる出席者も含めて3名以内としてください。</p>
<p>2) 6 業務内容（1）ウ 運営体制について 事業責任者、相談員、コンシェルジュは互いに兼任させることは可能でしょうか。</p>	<p>事業責任者については専任とし、兼任は認めておりません。 相談員及びコンシェルジュについては、互いに兼任いただくことが可能ですが、人工については計6名以上となるよう配置してください。</p>
<p>3) 6 業務内容（2）エ 出前講座について オンデマンド配信での講座実施は可能でしょうか。</p>	<p>出前講座については、双方向型通信（いわゆるライブ配信）による開催に限り実施回数にカウントします（仕様における規定開催回数を満たした上で、オンデマンド配信を併用することは差し支えありません）。</p>
<p>4) 6 業務内容（2）カ 支援事例の周知について 「本事業において実施した…個別支援の内容について周知する」とありますが、この「本事業」とは令和4年度札幌市テレワーク推進サポートセンター運営等業務のみを指すのでしょうか。或いは、前年度以前の類似事業における支援事例を含むのでしょうか。質問意図としては、令和4年度札幌市テレワーク推進サポートセンター運営等業務において支援企業のうち100社を占める補助金に伴う専門家派遣は、7月末までが申請受付期間であり、その後交付決定および機器の購入等を行うとすると、対象企業のテレワーク開始は9月頃と想定され、それらの企業を主な掲載候補とした場合、ホームページおよび周知用冊子を期日までに発行することが困難と考えるためです。前年度以前の類似事業における支援事例を掲載事例に含めることが可能かどうか、ご教示ください。</p>	<p>「本事業」については、原則令和4年度札幌市テレワーク推進サポートセンター運営等業務のみを指します。 支援事例として周知を行うのは、支援企業の一部の想定であり、また、交付決定については受付と並行して随時行うため、発行期日までに支援事例の蓄積が可能と見込んでおります。 万が一、受付期間の後半に申請が集中するなど、明らかに期日までの発行が困難な状況となった場合は、発行期日を検討いたします。</p>

<p>5) 6 業務内容(2)キ 札幌市就業サポートセンターとの連携について 札幌市就業サポートセンターに協力するセミナー(年2回)は、本仕様書6 業務内容(2)ウに定めるセミナー、イベントの実施回数には含めないという理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
<p>6) 6 業務内容(3)エ 専門家派遣枠に係るアドバイザー派遣について 企業が希望する場合、オンラインでの支援実施は可能でしょうか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>7) 7 業務目標 支援企業数は、テレサポへの相談(来所、電話、オンライン、電子メール)、テレサポへの来場、セミナー、イベントへの参加、出前講座の実施、専門家派遣によるコンサルティング支援実施、および補助金交付を行った企業の合計と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>